

京浜港本牧埠頭地区指定保税地域に係る指定の一部取消しについて

関税法（昭和29年法律第61号）第37条第2項及び第5項の規定に基づき、下記のとおり指定保税地域の指定の一部取消しをしたので、同条第4項の規定により公告する。

令和7年9月3日

横浜税関長 **内野 洋次郎**

記

1. 指定の一部取消しの対象

【建設物】

名 称：横浜港埠頭株式会社本牧ふ頭D4号メンテナンスショップ

所在地：神奈川県横浜市中区本牧ふ頭1番10

構 造：鉄骨造2階建

面 積：957.50平方メートル

2. 指定の一部取消し年月日

令和7年9月30日